

事務連絡
平成25年4月23日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する
政令等の施行に係る通知の一部訂正について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成25年3月18日付け環廃対発第1303182号、環廃対発第1303181号）を发出したところですが、その一部に誤りがあったため、訂正版を送付いたします。

貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部
廃棄物対策課 担当：黒木

TEL：03-3581-3351（内線6845）

E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

産業廃棄物課 担当：梶川

TEL：03-3581-3351（内線6873）

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

適正処理・不法投棄対策室 担当：加納

TEL：03-3581-3351（内線6888）

E-mail：MASAYA_KANO@env.go.jp

○ 平成 25 年 3 月 18 日環廃対発第 1303182 号、環廃対発第 1303181 号通知の
修正点

第 2

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準（令第 6 条及び第 6 条の 5 関係）

修正前	修正後
<p>1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で 0.5mg/L とし、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならないこと。</p>	<p>1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で 0.5mg/L とし、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は<u>焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。</u> <u>ただし、この基準に適合しない廃棄物のうち燃え殻又はばいじんは公共の水域及び地下水と遮断されている場所で埋め立てることとしたこと。</u></p>
<p>また、1,1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で 0.2mg/L から 1 mg/L に変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならないこと。</p>	<p>また、1,1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で 0.2mg/L から 1 mg/L に変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は<u>焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。</u></p>